

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和7年度 公文書開示（5月決定分）

月 整 理 番 号	請 求 年 月 日	決 定 年 月 日	公文書の件名	総 枚 数	決定区分					（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等
					開 示	一 部 開 示	不 開 示	不 存 在	存 否 応 答 拒 否	1 号	2 号	3 号	4 号	5 号	6 号	7 号	8 号	9 号		
1	R7.4.22	R7.5.2	都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業 の経済波及効果について 令和5年度予算分 都庁舎におけるプロジェクションマッピング運営事業 の経済波及効果について 令和5年度決算分	11	1															産業労働局観光部振興課
2	R7.4.28	R7.5.9	〇〇会社の技術提案書	55		1						1							当該文書は入札参加者が技術審査委員会から審査を受けるために作成した資料であって、提案内容や資料の意匠等記載内容そのものが技術提案を総合的かつ効果的に説明するための創意工夫に基づき記載されたものである。 これを公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められ、東京都情報公開条例第7条第3号に該当するため	産業労働局雇用就業部労働環境課
3	R7.5.7	R7.5.19	令和7年度グリーン水素率先利用事業者認証制度運営業務委託の総合評価に係る提案書 令和7年度グリーン水素率先利用事業者認証制度運営業務委託に係る技術審査委員会の技術点集計表	29		1					1	1			1				（第7条第3号）提案内容詳細については、法人の保有するノウハウ等の技術上の情報が記載されており、これを公にすることにより当該法人の事業活動が損なわれ、競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため。 （第7条第6号）都が行う事業に関する情報であり、公にすることにより、当該事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 （第7条第2号）個人に関する情報であり、公にすることにより、個人の権利権益を害するおそれがあるもの。	産業労働局産業・エネルギー政策部新エネルギー推進課